平成30年4月6日

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

号 外

目

次

### 告 示

- ○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧
- ○土地改良区の定款変更の認可

1 2

# 富山県告示第198号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営若栗南部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

富山県知事 石 井 降 一

- 縦覧に供すべき書類
  県営若栗南部地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成30年4月6日から

平成30年5月9日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

### 教示

1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、 1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を 代表する者は、富山県知事となります。)、当該審査請求に対する裁決の取消 しの訴えのみ提起することができます。

# 富山県告示第199号

十地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24 年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、平成30年3月28日認可した。

平成30年4月6日

富山県知事 石 井 泽

平成30年4月6日印刷発行

発 行 富